

### 緊急事態宣言時の刑事部における対応について（2. 4. 7）

緊急事態宣言がされた場合、以下のとおり業務を行う。

#### 1 期日の変更、取消し等

緊急事態宣言発令後、県知事の要請を待つことなく、4月10日（金）までに、次のとおり、緊急事態宣言期間中に期日が指定されている事件について、期日の変更等を行う。

- (1) 在宅事件及び保釈中の事件については、原則、当事者の意向を確認の上、期日を取り消し、追って指定とする（当事者の意向によっては、緊急事態宣言期間後に変更することも可）。
- (2) 身柄事件（裁判員事件を除く。）については、期日を変更・取消しをすることに問題がある事件以外は、当事者の意向を確認の上、緊急事態宣言期間終了後の期日を指定又は変更する。
- (3) 裁判員事件の公判前整理手続期日や打合せの変更等については、裁判体の判断による。

（注）裁判員事件の期日を取り消した場合は、上級庁に報告する必要があるので、速やかに刑事首次席書記官に報告する。

#### 2 業務の縮小等

4月13日（月）からの業務態勢は、原則、次のとおりとする。

##### (1) 繼続すべき業務

ア 令状事務

イ 身柄に関する事務（勾留更新、接見禁止、保釈請求、勾留執行停止等）  
(準抗告及び抗告事件等の緊急を要する事務を含む。)

ウ 国選弁護人選任事務

エ 医療観察法事件（鑑定入院命令、入通院処遇、継続確認等）

オ 起訴状謄本の送達事務

## (2) 処理態勢等

### ア 裁判体（官）

（ア）原則、準抗告当番表の「当番部」の裁判体（官）及び「待機部」の裁判官1名が登庁し、前者が刑事部全体の上記(1)イ、ウ（ただし、被告人国選弁護人選任事務）及び工の事務を、後者が「当番部」で対応できない事案や勾留事務処理の応援などを担当する。

（イ）上記1で変更しなかった期日については、原則、担当裁判官が処理する。

（ウ）令状事務は、原則、令状当番の割当表に従って担当する。

### イ 一般職

各部署の状況等を踏まえ、全体として登庁人数が3割程度になるようにシフトを組む（別添シフト表参照）。

## (3) その他留意点等

ア 録音反訳完成通知など、期限が定められている業務を失念しないよう、部内での情報共有に留意する。

イ 業務縮小により、所属部以外の事件記録を使用することもあるので、記録の所在等について、各部相互に情報共有する